

〈返戻金について〉

(1) 求人者都合による短期退職については以下の通り

求人者に合理的な非がある場合による短期退職時の返戻金を行わないものとする。なお、当該退職が求人者による紹介手数料の支払い前であっても、求人者の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。

(2) 短期退職時の手数料返戻金は以下の通り

- ① 入社後 1 か月以内に退職した場合は 80%に相当する額
- ② 入社後 3 か月以内に退職した場合は 50%に相当する額
- ③ 入社後 6 か月以内に退職した場合は 20%に相当する額
- ④ 6 カ月を超えて退職した場合、払い戻しは行わない。

(3) 障がい者雇用の紹介者の短期退職については以下の通り

- ① 3 か月以内に退職した場合は、手数料 50%に相当する額の返金又は新たな手数料負担を求めることなく、別途、新たな人材を紹介する。
- ② 6 か月以内に退職した場合は、手数料 20%に相当する額の返金又は 15%相当額の紹介手数料による新たな人材紹介を行う。

許可番号 07-ユ-300335

事業所の名称及び所在地 株式会社マインド
福島県本宮市本宮字万世 1 6 0 番地 1